

【介護保険住宅改修・福祉用具購入費支給申請用】

身元確認書類チェックリスト

1. 本人マイナンバー確認

・個人番号通知書は、本人マイナンバー確認書類としては利用できません。

◆次に掲げるもののうち1点（添付が困難な場合は、保険者（箕面市）が職権で確認します）

- 個人番号(マイナンバー)カード
- マイナンバーの記載された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書
- マイナンバーの通知カード（記載事項（氏名、住所等）に変更がない場合）

・各書類の有効期限にご注意ください。

2. 本人身元確認

・住所変更をしている場合は、変更後の住所が記載されている面も必要です。

・個人番号通知書は、代理人身元確認書類としては利用できません。

◆1点確認（次に掲げるもののうち1点）

- 個人番号（マイナンバー）カード ※通知カードは不可 介護支援専門員証（顔写真入り）
- 運転免許証 療育手帳 パスポート（住所ページも必要）
- 在留カード 特別永住者証明書 宅地建物取引士証 教習資格認定証
- 運転経歴証明書（交付日が平成24年4月1日以降のものに限ります）
(交付日から10年を経過しているものは、2点確認書類とします)
- 身体障害者手帳（交付日から10年を経過しているものは、2点確認書類とします）
- 精神障害者保健福祉手帳（顔写真付きでないものは、2点確認書類とします）
- 小型船舶操縦免許証 猟銃・空気銃所持許可証 電気工事士免状（第一種）

◆2点確認（1点確認の書類がない場合は、次に掲げるものから2点でも可）

- 介護保険の被保険者証 介護保険負担割合証 医療受給者証
- 各種年金証書（写しとする場合は必ず基礎年金番号部分を隠した状態でコピーしてください）
- 健康保険の資格確認書（＊注：写しとする場合は必ず被保険者の記号・番号等の部分を隠した状態でコピーしてください）
- 箕面市から送付している書類（納税通知書、生活保護受給者証等）※1種1点のみ。同種のもの2点は不可
- 児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書 母子健康手帳 国、地方公共団体の職員証
- 船員手帳 海技免状 戰傷病者手帳 電気工事士免状（第一種以外）
- 無線従事者免許証 認定電気工事従事者認定証 特殊電気工事資格者認定証
- 耐空検査員の証 航空従事者技能証明書 運航管理者技能検定合格証明書
- 動力車操縦者運転免許証 警備業法に規定する合格証明書
- 官公署が発行し、顔写真、氏名、生年月日又は住所が載っている資格証明書

※以下の提示は1点のみ可能。以下のもののみで2点の提示は不可。

- 預金通帳・キャッシュカード（写しとする場合は必ず口座番号を隠した状態でコピーしてください）
- 国又は地方公共団体の機関以外が発行した身分証明書（学生証、社員証等）
- 公共料金の通知書（本人名義のものに限る）

→ 代理人が手続きをする場合は、3・4の書類も必要です。

受領委任払を選択する場合は、受領委任払承認申請書と併せて5の書類も必要です。

3. 代理権確認書類

◆次に掲げるもののうち1点

(任意代理人)

- 委任状（本人が記載）（任意様式可）

(法定代理人)

- 登記事項証明書（発行から1年を経過していないもの）

(上記が困難な場合)

- 申述書（代理人が記載）（任意様式可）

- 各書類の有効期限にご注意ください。

4. 代理人身元確認

- 住所変更をしている場合は、変更後の住所が記載されている面も必要です。

- 個人番号通知書は、代理人身元確認書類としては利用できません。

◆1点確認（次に掲げるもののうち1点）

- | | | | |
|--|-----------------------------------|--|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 個人番号（マイナンバー）カード | ※通知カードは不可 | <input type="checkbox"/> 介護支援専門員証（顔写真入り） | |
| <input type="checkbox"/> 運転免許証 | <input type="checkbox"/> 療育手帳 | <input type="checkbox"/> パスポート（住所ページも必要） | |
| <input type="checkbox"/> 在留カード | <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 | <input type="checkbox"/> 宅地建物取引士証 | <input type="checkbox"/> 教習資格認定証 |
| <input type="checkbox"/> 運転経歴証明書（交付日が平成24年4月1日以降のものに限ります）
(交付日から10年を経過しているものは、2点確認書類とします) | | | |
| <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳（交付日から10年を経過しているものは、2点確認書類とします） | | | |
| <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳（顔写真付きでないものは、2点確認書類とします） | | | |
| <input type="checkbox"/> 小型船舶操縦免許証 | | | |
| <input type="checkbox"/> 猟銃・空気銃所持許可証 | | | |
| <input type="checkbox"/> 電気工事士免状（第一種） | | | |

◆2点確認（1点確認の書類がない場合は、次に掲げるものから2点でも可）

- 介護保険の被保険者証
- 介護保険負担割合証
- 医療受給者証
- 各種年金証書（写しとする場合は必ず基礎年金番号部分を隠した状態でコピーしてください）
- 健康保険の資格確認書（＊注：写しとする場合は必ず被保険者の記号・番号等の部分を隠した状態でコピーしてください）
- 算面市から送付している書類（納税通知書、生活保護受給者証等）※1種1点のみ。同種のもの2点は不可
- 児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書
- 母子健康手帳
- 国、地方公共団体の職員証
- 船員手帳
- 海技免状
- 戰傷病者手帳
- 電気工事士免状（第一種以外）
- 無線従事者免許証
- 認定電気工事従事者認定証
- 特殊電気工事資格者認定証
- 耐空検査員の証
- 航空従事者技能証明書
- 運航管理者技能検定合格証明書
- 動力車操縦者運転免許証
- 警備業法に規定する合格証明書
- 官公署が発行し、顔写真、氏名、生年月日又は住所が載っている資格証明書

※以下の提示は1点のみ可能。以下のもののみで2点の提示は不可。

- 預金通帳・キャッシュカード（写しとする場合は必ず口座番号を隠した状態でコピーしてください）
- 国又は地方公共団体の機関以外が発行した身分証明書（学生証、社員証等）
- 公共料金の通知書（本人名義のものに限る）

上記に加えて、任意代理人が法人の場合（いずれか1点）

- 社員証、職員証、名刺
- 在籍証明書（任意様式可）

5. 代理受領を行う事業者(担当者)の身元確認 ※受領委任払承認申請(別途要申請)された場合のみ

- 各書類の有効期限にご注意ください。
- 住所変更をしている場合は、変更後の住所が記載されている面も必要です。
- 個人番号通知書は、代理人身元確認書類としては利用できません。

◆1点確認（次に掲げるもののうち1点）

- 個人番号（マイナンバー）カード ※通知カードは不可 介護支援専門員証（顔写真入り）
- 運転免許証 療育手帳 パスポート（住所ページも必要）
- 在留カード 特別永住者証明書 宅地建物取引士証 教習資格認定証
- 運転経歴証明書（交付日が平成24年4月1日以降のものに限ります）
(交付日から10年を経過しているものは、2点確認書類とします)
- 身体障害者手帳（交付日から10年を経過しているものは、2点確認書類とします）
- 精神障害者保健福祉手帳（顔写真付きでないものは、2点確認書類とします）
- 小型船舶操縦免許証 獅銃・空気銃所持許可証 電気工事士免状（第一種）

◆2点確認（1点確認の書類がない場合は、次に掲げるものから2点でも可）

- 介護保険の被保険者証 介護保険負担割合証 医療受給者証
- 各種年金証書（写しとする場合は必ず基礎年金番号部分を隠した状態でコピーしてください）
- 健康保険の資格確認書（＊注：写しとする場合は必ず被保険者の記号・番号等の部分を隠した状態でコピーしてください）
- 算面市から送付している書類（納税通知書、生活保護受給者証等）※1種1点のみ。同種のもの2点は不可
- 児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書 母子健康手帳 国、地方公共団体の職員証
- 船員手帳 海技免状 戰傷病者手帳 電気工事士免状（第一種以外）
- 無線従事者免許証 認定電気工事従事者認定証 特殊電気工事資格者認定証
- 耐空検査員の証 航空従事者技能証明書 運航管理者技能検定合格証明書
- 動力車操縦者運転免許証 警備業法に規定する合格証明書
- 官公署が発行し、顔写真、氏名、生年月日又は住所が載っている資格証明書

※以下の提示は1点のみ可能。以下のもののみで2点の提示は不可。

- 預金通帳・キャッシュカード（写しとする場合は必ず口座番号を隠した状態でコピーしてください）
- 国又は地方公共団体の機関以外が発行した身分証明書（学生証、社員証等）
- 公共料金の通知書（本人名義のものに限る）

上記に加えて、代理受領を行う事業者に属していることがわかる書類（いずれか1点）

- 法人名・法人住所・氏名などが併記され、当該事業者に属していることが分かる身分証（社員証等）※
- 在籍証明書（任意様式可）

※社員証例

